

消防救第 50 号
令和 2 年 2 月 27 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長
（公印省略）

患者等搬送乗務員適任証及び患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）の有効期間並びに応急手当指導員及び応急手当普及員の有効期限の取扱いについて

平素より、救急業務の推進につきまして御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和 2 年 2 月 25 日新型コロナウイルス対策本部決定）（以下「基本方針」という。）において、イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請とはしないものの、イベント等を主催する際には、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請がなされました。基本方針を踏まえて、各消防本部が消防庁からの通知に基づき行っている患者等搬送乗務員適任証及び患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）に係る定期講習並びに消防庁からの通知で定めている応急手当指導員及び応急手当普及員に係る再講習を延期等した場合には、下記のとおり取り扱うことが適当であると考えられることから通知します。

貴職におかれましては、貴都道府県管内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に、この旨周知するようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 患者等搬送乗務員適任証及び患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）に係る定期講習について

患者等搬送乗務員適任証及び患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）については、「患者等搬送事業指導基準等の作成について」（平成元年 10 月 4 日付け消防救第 116 号消防庁救急救助課長通知）に基づき各消防本部において作成された患者等搬送事業指導基準により、有効期間が規定されているところであるが、基本方針を踏まえ、定期講習の開催を延期等した場合には、当該適任証の有効期間を一定期間延長するなど、適切に取り扱うようお願いする。

2 応急手当指導員及び応急手当普及員に係る再講習について

応急手当指導員及び応急手当普及員の認定については、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成5年3月30日付け消防救第41号消防庁次長通知）の定めにより、有効期限を規定しているところであるが、基本方針を踏まえ、再講習の開催を延期等した場合には、当該認定の有効期限を一定期間延長するなど、適切に取り扱うようお願いする。

【問合せ】

消防庁救急企画室

三島補佐、堤係長、名達事務官、市川事務官

TEL：03-5253-7529

E-mail：<mailto:kyukyusuishin@soumu.go.jp>